

# 運 営 規 程

(介護予防) 通所リハビリテーション

医療法人 社団 三賢会

富士宮中央クリニック

富士宮中央クリニック  
(介護予防) 通所リハビリテーション  
運営規程

## 第1章 事業の目的及び運営の方針

### (事業の目的)

第1条 医療法人社団三賢会が開設する富士宮中央クリニックが行う 指定通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション事業（以下、「事業」という）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護従事者等が、要介護状態及び要支援状態（以下、「要介護者等」という）にある高齢者等に対して適正な指定通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション（以下、「通所リハビリテーション等」という）を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

- 第2条 通所リハビリテーションの提供にあたっては、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図るよう努めるものである。
- 2 介護予防通所リハビリテーションの提供にあたっては、要支援状態の利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- |       |               |
|-------|---------------|
| 一 名 称 | 富士宮中央クリニック    |
| 二 所在地 | 静岡県富士宮市宮原88-6 |

## 第2章 従業者の職種、人員数及び職務内容

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- 一 管理者（施設長） 1名（兼務）  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を行う。
- 二 医師 1名以上  
医師は、利用者の適切な医療を提供する。
- 三 理学療法士及び作業療法士 2名以上  
理学療法士及び作業療法士は、医師の指示及び（介護予防）通所リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身の維持回復を図るために必要なリハビリテーション、指導を行う。
- 四 介護従事者 5名以上  
介護従事者は、運営基準に従って利用者の介護を行う。

## 第3章 営業日及び営業時間

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次の通りとする。

- 一 営業日  
月曜日から金曜日までとする。ただし、法令で定められた休日及び夏季休業日・年末年始（12月29日から1月3日）は除く。
- 二 営業時間  
原則的に午前9時30分より午後3時45分とする。ただし利用者から特段の申し出があり介護職員等が対応可能な場合に限り、利用者の負担によって延長することができる。

## 第4章 利用定員

(利用定員)

第6条 通所リハビリテーションと介護予防通所リハビリテーションを合計して次の通りとする。  
1単位 35人。

(定員の遵守)

第7条 災害等やむを得ない場合を除き、通所定員を超えて通所させない。

## 第5章 通常の事業の実施区域

### (通常の事業の実施区域)

第8条 通常の事業の実施区域は、富士宮市とする。ただし、家族等が自ら送迎を行う場合にはこの限りではない。

## 第6章 指定通所リハビリテーション等の事業内容

### (受給資格等の確認)

- 第9条 サービスの提供を求められた場合には、被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有効期間を確かめる。
- 2 前項の被保険者証に認定審査会意見が記されている場合には、当該意見に配慮してサービスを提供する。

### (サービス提供の決定)

第10条 通所リハビリテーション等は、要介護認定審査会を受けた要介護者等であって居宅にある者のうち、認知症対応型共同生活介護または特定施設入所者介護を受けていない者に提供する。ただし、前述の介護を受けている者であっても、その事業者の負担により通所の利用の希望があった場合にはこの限りではない。

### (心身の状況等の把握)

第11条 事業者は、指定通所リハビリテーション等の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

### (居宅サービス計画に沿ったサービスの提供)

第12条 事業者は、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定通所リハビリテーション等を提供しなければならない。

#### (居宅介護支援事業者等との連携)

- 第 13 条 事業者は、指定通所リハビリテーション等を提供するに当たっては、居宅介護支援事業者  
その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
- 2 事業者は、指定通所リハビリテーション等の提供の終了に際しては、利用者又はその家族  
に対して適切な指導を行うとともに、主治の医師及び居宅介護支援事業者に対する情報の  
提供並びに保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

#### (居宅サービス計画等の変更の援助)

- 第 14 条 事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介  
護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

#### (サービス提供の記録)

- 第 15 条 事業者は、指定通所リハビリテーション等を提供した際には、提供日及び内容、介護保険  
法第 4 1 条第 6 項の規定により利用者に代わって支払いを受けるサービス費の額、その他  
必要な事項を、利用者の居宅サービ計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載する。

#### (健康手帳への記載)

- 第 16 条 事業者は、提供した指定通所リハビリテーション等に関し、利用者の健康手帳（老人保健  
法第 1 3 条の健康手帳をいう。以下同じ）の医療の記録に係るページに必要な事項を記載  
しなければならない。ただし、健康手帳を有しない者については、この限りではない。

#### (保険給付のための証明書の交付)

- 第 17 条 事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定通所リハビリテーション等に係る利用  
料の支払いを受けた場合は、提供した指定通所リハビリテーション等の内容、費用の額、  
その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

#### (法定代理受領サービスの提供を受けるための援助)

- 第 18 条 事業者は、指定通所リハビリテーション等の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法  
施行規則（以下「施行規則」という。）第 6 4 条各号のいずれにも該当しないときは、当  
該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼  
する旨を市町村に対して届け出ること等により、指定通所リハビリテーション等の提供を  
法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者  
に関する情報を提供すること、その他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を  
行う。

### (利用者に関する保険者への通知)

第 19 条 利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を保険者である市町村に通知する。

- 一 正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。
- 二 偽りその他不正行為によって保険給付を受け、または受けようとしているとき。

### (指定通所リハビリテーション等の基本取扱方針)

第 20 条 指定通所リハビリテーション等は、利用者の要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行わなければならない。

- 2 事業者は、自らその提供する指定通所リハビリテーション等の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

### (指定通所リハビリテーション等の具体的取扱方針)

第 21 条 指定通所リハビリテーション等の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- 一 指定通所リハビリテーション等の提供に当たっては、医師の指示及び次条第一項に規定する通所リハビリテーション等計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行う。
- 二 通所リハビリテーション等従業者は、指定通所リハビリテーション等の提供に当たっては懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいよう指導又は説明を行う。
- 三 指定通所リハビリテーション等の提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供する。特に、認知症の状態にある要介護者等に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスが提供できる体制を整える。

### (通所リハビリテーション等計画の作成)

第 22 条 医師及び理学療法士、作業療法士、その他専ら指定通所リハビリテーション等の提供に当たる通所リハビリテーション等従業者（以下「医師等の従業者」という。）は、診療又は運動機能検査、作業能力検査等を基に、共同して、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所リハビリテーション等計画を作成しなければならない。

- 2 医師等の従業者は、それぞれの利用者に応じた通所リハビリテーション等計画を作成し、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明しなければならない。
- 3 通所リハビリテーション等計画の作成に当たっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。
- 4 医師等の従業者は、それぞれの利用者について、通所リハビリテーション等計画に従ったサービスの実施状況及びその評価を診療録等に記載する。

(調査への協力)

第 23 条 事業者は、提供した通所リハビリテーション等に関し、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切な指定通所リハビリテーション等が行われているかどうかを確認するために市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うよう努める。

(相談及び援助)

第 24 条 利用者又はその家族に対して、その求めに応じて適切に応じるとともに、必要な助言その他の情報提供を行う。

(勤務体制の確保等)

- 第 25 条 事業者は、利用者に対し適切な指定通所リハビリテーション等を提供できるよう、指定通所リハビリテーション等ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。
- 2 事業者は、指定通所リハビリテーション等事業所ごとに、当該指定通所リハビリテーション等事業所の従業者によって指定通所リハビリテーション等を提供しなければならない。ただし利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。
  - 3 医師等の従業者の資質の向上のために、その研修の機会を次の通り設ける。
    - 一 採用研修 採用後 3 ヶ月以内
    - 二 継続研修 年 5 回

(協力医療機関等)

- 第 26 条 利用者の病状の急変及びサービスの提供体制の確保等のため、基本的には、富士宮中央クリニックで対応するが、対応準備のため協力医療機関等を以下に定める。
- 一 協力医療機関 富士宮市立病院及び富士脳研
  - 二 協力歯科医療機関 桑原歯科医院

## 第7章 利用料その他の費用の額

### (利用料金の受領)

- 第27条 事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定通所リハビリテーション等を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定通所リハビリテーション等に係る居宅介護サービス費用基準額又は居宅支援サービス費用基準額から当該指定通所リハビリテーション等事業者を支払われる居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。
- 2 事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定通所リハビリテーション等を提供した際にその利用者から支払いを受ける利用料の額と、指定通所リハビリテーション等に係る居宅介護サービス費用基準額又は居宅支援サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 事業者は、前二項の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受ける。
- 一 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用  
実施地域を越えてから 片道 5 km未満 150円  
実施地域を越えてから 片道 5 km以上10 km未満 300円
  - 二 指定通所リハビリテーション等に通常要する時間を越える指定通所リハビリテーション等であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定通所リハビリテーション等に係る居宅介護サービス費用基準額又は居宅支援サービス費用基準額を超える費用  
1500円/時間
  - 三 食費（おやつ代含む） 850円  
ペースト食（おやつ代含む） 900円
  - 四 おむつ代 120円  
パット代 30円
- 4 事業所は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

### (利用料に含まれない費用)

- 第28条 前条に規定される利用料には、協力医療機関等から提供される医療及び、指定居宅療養管理指導料等の法定代理受領分の費用は含まれない。

## 第8章 通所に当たり、利用者が留意すべき事項

### (利用資格の確認)

第29条 利用者は通所申込に際して、被保険者証を提示し、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の期間を明らかにしなければならない。

### (保証人の設定)

第30条 利用者は通所に際して、事業所が用意する利用申込書、サービス提供契約書に署名捺印して提出するとともに、適切な保証人を立てて報告しなければならない。

### (日課の励行)

第31条 利用者は支援相談員等の作成した通所リハビリテーション等計画に基づいた日課を励行し、集団リハビリテーションの秩序を保ち、相互の親睦に努める。

### (外出及び早退)

第32条 利用者が外出・早退を希望する場合には、所定の手続きにより管理者に届け出る。

### (衛生確保)

第33条 利用者は、施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のために事業所に協力する。

### (禁止行為)

第34条 利用者は、事業所内で次の行為をしてはならない。

- 一 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、または自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- 二 けんか、口論、泥酔などで他の利用者に迷惑を及ぼすこと。
- 三 事業所の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- 四 指定した場所以外で火気を用いること。
- 五 故意に施設もしくは物品に損害を与え、またはこれを持ち出すこと。
- 六 同時に利用している他の利用者に関する秘密を漏らすこと。

2 上記各号に規定する事項は、利用者の家族にも適用する。

#### (利用停止の勧告)

- 第 35 条 故意または重大な過失により、前条に規定する禁止行為を頻回に繰り返す場合にあっては事業者が利用者及びその保証人に利用の停止を勧告する場合がある。
- 2 サービス提供契約書及び通所リハビリテーション等計画に規定されたサービスを受けた利用者が、故意または重大な過失により事業所が請求する法定代理受領サービス費やその他のサービス費用等を指定する期限のうちに納めなかった場合には、保証人にその旨を報告し利用の停止を勧告する場合がある。
  - 3 利用者が当該通所リハビリテーション等の対象でなくなった場合、または保険料の滞納などにより介護保険被保険者の資格を失った場合は、遅滞なく保険者である市町村に通知し対応策を検討する。この結果により利用の停止を勧告する場合がある。

## 第 9 章 非常災害対策の計画

#### (非常災害対策)

- 第 36 条 非常災害に備えて必要な設備を設け、防災、避難に関する計画を作成する。
- 2 非常災害に備え、少なくとも 6 ヶ月に 1 回は避難、救出その他必要な訓練等を行う。

## 第 10 章 その他事業の運営に関する重要事項

#### (掲示)

- 第 37 条 事業所内の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務体制、協力医療機関等、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示する。

#### (秘密保持)

- 第 38 条 事業所の従業員は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らさない。
- 2 退職者等が、正当な理由なく業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らさぬよう必要な措置を講じる。
  - 3 指定居宅介護支援事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用者またはその家族の同意を得る。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

第 39 条 居宅介護支援事業者又はその従業者に対して、要介護被保険者に対して当該通所リハビリテーション等を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(内容及び手続きの説明及び同意)

第 40 条 サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、介護従事者等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得る。

(提供拒否の禁止)

第 41 条 事業者は、正当な理由なく通所リハビリテーション等の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第 42 条 事業者は、当該指定通所リハビリテーション等事業所の通常の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定通所リハビリテーション等を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定通所リハビリテーション等事業者等の紹介その他必要な措置を速やかに講じなければならない。

(要介護認定の申請に係る援助)

第 43 条 指定通所リハビリテーション等の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合には、当該利用申込者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。

- 2 指定居宅介護支援（これに相当するサービスを含む）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する三十日前には、なされるよう、必要な援助を行わなければならない。

(広告)

第 44 条 指定通所リハビリテーション等事業所について広告をする場合においては、その内容は虚偽又は誇大なものを広告しない。

### (苦情処理)

- 第 45 条 提供した指定通所リハビリテーション等に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じる。
- 一 電 話 0 5 4 4—2 2—6 7 8 1
  - 二 F A X 0 5 4 4—2 6—5 8 9 2
- 2 提供した指定通所リハビリテーション等に関し、介護保険法第 2 3 条の規定により市町村が行う文章その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うよう努める。
- 3 提供した指定通所リハビリテーション等に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号）第 4 5 条第 5 項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第 1 7 6 条第 1 項第 2 号の調査に協力するとともに国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

### (事故発生時の対応)

- 第 46 条 利用者に対する指定通所リハビリテーション等の提供により事故が発生した場合は市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 2 利用者に対する指定通所リハビリテーション等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

### (会計の区分)

- 第 47 条 指定通所リハビリテーション等事業所ごとに経理を区分するとともに、指定通所リハビリテーション等の事業の会計とその事業の会計を区分する。

### (記録の整備)

- 第 48 条 事業者は従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておく。
- 2 利用者に対する指定通所リハビリテーション等の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から二年間保存する。

### (緊急時の対応)

- 第 49 条 従業者は、指定通所リハビリテーション等の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

### （管理者等の責務）

- 第 50 条 事業所の管理は、医師、理学療法士、作業療法士又は専ら指定通所リハビリテーション等の提供に当たる看護師のうちから選任した者に、必要な管理の代行をさせることができる。
- 2 事業所の管理者又は前項の管理を代行する者は、指定通所リハビリテーション等事業所の従業者にこの節の規程を遵守させるための必要な指揮命令を行うものとする。

### （衛生管理等）

- 第 51 条 事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行わなければならない。

### （地域等との連携）

- 第 52 条 指定通所リハビリテーション等事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努める。

### （高齢者の虐待防止）

- 第 53 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
  - 二 虐待の防止のための指針を整備する。
  - 三 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
  - 四 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に、従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

### （その他）

- 第 54 条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人社団三賢会と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

|    |                               |
|----|-------------------------------|
| 附則 | この規程は、平成 16 年 2 月 1 日より施行する。  |
| 附則 | この規程は、平成 18 年 4 月 1 日より施行する。  |
| 附則 | この規程は、平成 19 年 2 月 5 日より施行する。  |
| 附則 | この規程は、平成 19 年 7 月 17 日より施行する。 |
| 附則 | この規程は、平成 21 年 7 月 16 日より施行する。 |
| 附則 | この規程は、平成 22 年 4 月 1 日より施行する。  |
| 附則 | この規程は、平成 23 年 2 月 11 日より施行する。 |
| 附則 | この規程は、平成 31 年 4 月 1 日より施行する。  |
| 附則 | この規程は、令和元年 10 月 1 日より施行する。    |
| 附則 | この規程は、令和 3 年 6 月 1 日より施行する。   |
| 附則 | この規定は、令和 4 年 5 月 1 日より施行する。   |
| 附則 | この規定は、令和 6 年 10 月 1 日より施行する。  |
| 附則 | この規定は、令和 7 年 6 月 1 日より施行する。   |